

紀の国緑育推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受する森林の有する多面的機能の重要性に鑑み、森林環境の保全、森林を守り育てる意識の醸成及び森林総合利用の推進を図るため、紀の国緑育推進事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、また、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号によるものとする。

- (1)「紀の国緑育推進事業」とは、森林、林業、木材、山村に関する体験や学習を通じて、人々の生活及び環境と森林及び林業との関係について理解及び関心を深めるための学習活動を実施する事業をいう。
- (2)「学校」とは、和歌山県内に存する小学校、中学校及び高等学校をいう。
- (3)「市町村等」とは、学校を所管する市町村、一部事務組合、学校法人をいう。
- (4)「団体」とは、県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体で、次の要件すべてに該当する団体をいう。
 - ア 本事業の目的を十分に理解し、そのPRや普及啓発活動に積極的に取り組むことが期待できる団体であること。
 - イ 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、営利を追求しない団体であること。
 - ウ 政治団体又は宗教団体でないこと。
 - エ 明朗な会計、経理を実施、報告できる団体であること。
 - オ 実施事業の公表に異議がないこと。
 - カ 実施事業で得た成果を特定の個人又は法人が独占するものでないこと。

(事業主体)

第3 第1の目的を達成するため事業を行う市町村等及び団体とする。なお、市町村等が学校に対して実施する事業を「学校緑育」、団体が県民に対して実施する事業を「県民緑育」とする。

(補助事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるいずれかの活動を学習の一環として実施するものとする。ただし、他の公金による補助金、負担金、その他交付金を受ける事業は対象としない。

- (1)和歌山県内の森林や山村に赴いて行う、森林、林業、木材、山村に関する体験（以下「森林体験」という。）
- (2)屋内等で行う森林、林業、木材、山村に関する学習（以下「森林学習」という。）

(対象経費及び補助率)

第5 補助金交付の対象経費及び補助率は、別に定める。

(補助金等交付申請書添付書類等)

第6 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類等は別に定める。

(交付条件)

第7 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合(雨天等やむを得ない事情による場合を除く。)においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた事業年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更交付申請)

第8 第7第1号の規定により、交付決定通知のあった補助事業について変更交付を申請しようとする場合は、別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(補助事業等実績報告書添付書類等)

第9 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類等は別に定める。

(書類の提出)

第10 規則又はこの要綱に基づき知事に提出する書類は、補助事業実施地を管轄する振興局農林水産振興部長に提出しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の事業から適用する。